



お知らせ

令和4年11月22日
愛媛県高規格道路等利活用検討会
(道路建設課 内線 2711)

第4回愛媛県高規格道路等利活用検討会の開催について

高規格道路等の整備は、企業の進出や販路拡大等による産業振興や、観光エリアの拡大による観光振興等といった、地域の活性化に大きな役割を果たすことが期待されます。

このため、愛媛県内における高規格道路の整備によって、どのような効果が発揮されるのかを把握するとともに、その効果を大きく波及させるための道路の利活用方策などを検討するため、学識経験者を含む様々な分野の有識者で構成する標記検討会を設置し、議論を進めているところです。

このたび、標記検討会を次のとおり開催しますのでお知らせします。

- 開催日時
令和4年11月29日(火曜日)午後2時から
- 開催場所
愛媛県水産会館6階大会議室(住所:松山市二番町4丁目6-2)
- 議事概要
○第5回松山外環状道路地方部会
・松山外環状道路西側区間(松山空港~国道196号)の整備の必要性など
- 傍聴
 - 傍聴の定員 5人
 - 傍聴の申込方法等
 - 傍聴を希望される方は、11月25日(金)午後1時までに氏名、住所及び連絡先を電話又はメールで検討会事務局(道路建設課)へお知らせください(1回の申込みにつき1名のみ可)。
 - 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - 傍聴することができる方には、11月25日(金)午後5時までに検討会事務局から電話又はメールでその旨を連絡します。
 - 会議は全て傍聴できます。

◎問合せ及び傍聴申込先(検討会事務局)
愛媛県土木部道路都市局道路建設課企画係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話:089-912-2711
MAIL:dourokensets@pref.ehime.lg.jp

傍 聴 要 領

愛媛県高規格道路等利活用検討会

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴許可を受けた方は、会議開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

(受付開始は会議開催予定時刻の 30 分前からです。)

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、会長の指示に従うとともに、次の事項を守ってください。なお、これに違反する場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。